

261541

事記使要
此書
江城子
有
瑞池
に文机
三十
年

とくに其の事
はやうに早
懲りやうに
事はまゝに
たあつては
氣の匂ひ
が強

あひて手が届かない
さういふ事ばかりは
ては珍めでたし鹽漬け蟹
があつたと諭するがゆゑ
末の松山を走らし

アリルタニテニヤマリスル
カムシケルトノトモタスルニキ
記講とトヨウヘシテ（宿題）
ニヤマシテノ所シテシテシテシテ
カヌシムハタハタハ朝は時の精

アリルタニテニヤマリスル
カムシケルトノトモタスルニキ
記講とトヨウヘシテ（宿題）
ニヤマシテノ所シテシテシテシテ
カヌシムハタハタハ朝は時の精

よしや木よ離らせあ
あぬもひづくをもうり
翁火とよつてのを縁由は志
畫物とよし申と唯にばれ
のふとあねとゆうて立城

野の秋のいぢり翁
筆きよしとよしと明治室
育東京満山かず信
とあたけ

古事記便要卷上

那珂通高速

此記の出来たる縁故

上代カミツヨ不コトハ今コトの如シテいはくシテ不コト通スルハスル用スルウスルへスルキ
形カタの文字カタカタハ有スルナリシテと物モノの記號シルシ不コト其ク象カタを
畫スルあるスルものモノをスルへスル無ナシりむ其クハ忌部カタ正ム通スルう神カミ代タメ口カタ訣スル

後光嚴院天皇の貞治年マサニギ中成スルれスル書スル也

小神代の字、象形也とへるふす著々て其起
原ハ太占トマニの兆文より出るも之へ釋日本紀

此ハ神祇大副ト部宿祢兼方、著ハセ。書小
て兼方龜山院天皇の御世より花園院天皇の
御代までの人にハ聞ゆれと其の引用ひくよ
私記ハ養老弘仁より以来御代々小日本
紀を講トク一ヒえ給ひーとき毎小講師との私小
書シテ記ミから養老私記弘仁私記延喜私記

公望私記をく見えられハ古の證とせんふハまよ
あくよき書へ

よ先師モウセイ說タラシ於和字アハタ者其起可在神代歟といひ
まゝ天神以太占而ト之云々無文字者豈可成
ト哉と見えず實小此太占ハ鹿の肩骨を
灼ヤキその火灼乃兆文小因く神の御心をえ分
る象カターあれハ文字といハむし強言小ハ非アリー
されどそのかくハ多き物の象カタをのこ畫スルらん

ふやく後ふかく来てハロリ出る音の印ふ
用ふへき今代の假字カタカナのさあるものも出
来ーと見えて同一釋日本紀小師説大
藏省御書中ニ有肥人之字六七枚許先帝於
御書所ノ令寫其字皆用假字或其字未明或
乃川等字明見之若以彼可為始欵といひ大
外記業忠の本朝書籍目録ノも肥人書ノ並
ひて薩人書と云ふありきされハ新井氏ナガシマも答ハル

本郷平先生問目第一條小神代文字有肥
人書有薩人書而肥人書二字即今猶有
通用者スル古者列國各有其字亦可以證とい
井雨亭叢書白石遺文拾遺

平田篤胤も古史徵小神世文字の論と云條を
立く細く論ひ置れりすれど此等の文
字ハ皆其國其人の私小構出するもの下オホヤケ
用ふへきものあらぬハ有ても無ふひぐ上タミツ

代の故、又ハ只人々の口にうち語續ヒトコト、ひ續ヒトコト、
をのく重タメーとせられ大嘗祭の日ふも中
臣トハ天神の寿詞ヨコトを宣らせ語部トハ古詞
を奏ヨコトさせヨコトへる是ソノカミ当時の風俗アリナマをうき故

齋部宿祢廣成カミタケル古語拾遺ヨシテキト上古之世
未有文字貴賤老少口々相傳アリタマ前言往行存而
不忘アリタマ一條禪閣兼良公ツチヤマサクニ日本紀纂疏アリタマ
上古無文字然結繩ヨコト刻木ヨコト且為之約アリタマ吾邦開闢

之事、述明之迹自古神聖相授或託人宣言
モといひ三善清行ヨシマス昌泰三年の勘文アリタマ
上古之事出于口傳アリタマ云りかくて漢籍の渡已
初トハ應神天皇の御代トハあれと今之文字
もて物書アリタマの物小見えアリタマ古語拾遺ヨシテキ
至於後磐余雅櫻朝三韓貢獻奕世無絶齋
藏之傍更建内藏分収官物仍令阿知使主守
百濟博士王仁記其出納比アリタマりる又日本紀此

天皇の御卷小四年秋八月始之於諸國置
國史記言事ヲとあるより初免ヨリて後磐余稚
櫻宮ヒラタケノミコト天下知食天皇ヒロシタケミツクニハ履中天皇ヒルミツクニ不坐ミサセ是
内藏シナマツ不ハ阿知使主アシミツシムと百濟博士王仁ヒンドウニンとをお祀
諸國不ハ國史を置れレバと思へハ朝廷不ハ是
より前ヤハ既く史ヨリシテ有リ往昔イニシヘの事を語ル傳スル隨スル小記コトメされけむタビトと知られスル然ナカニれと
其ハ撰スル錄レバ不ハあらタて只タタクと書ル御ミコト

典アタマあくハノハ推古天皇の御卷小二十八年皇
太子トニシタケミツクニ鳩大臣アヒタケミツクニ共ニ議ガタコト之ヲ錄スル天皇記及シテ國記臣連伴
造スル百八十部并シテ公民等シテ本記トあるそ正ム故
事アリせし記ノ始ハあくタタク此皇太子トニシタケミツクニとハ
聖德太子トニシタケミツクニ不ハアヒタケミツクニ鳩大臣アヒタケミツクニとハ蘇我馬子スガモコノマコを
云ハる也此時の御典ハ全く事竟給ヘリトや
いアタマりしや知ルれスルも皆ハ我氏タケミツクニの家ヨリ
預スル持スルと見えて是より二十六年を経

ア皇極天皇の四年と云ふる年の六月蘇我
臣蝦夷等臨誅悉焼天皇記及國記珍室船
史惠尺即疾取所燒國史而奉中大兄オホエと日
本紀不見えア此蝦夷ハ馬子う子ウコ
中大兄とハ天智天皇のいすゞ皇子とてかん
せらほとの大御名あり此御典等の体裁ドキカタハいわ
ありシも詳々カキカタハ知りケレと釋日本紀引ク
聖德皇子の書れアと云上宮記すハ私記の

上宮記之假名古事記之假名を以へる言
ふたりて考ふれひくよ漢文カタカタとある
の記されするものと見えて漢文不假字
の字アとある後の宣命書と云ふものある
ものあるアと思ふ其後三十七年を経天
武天皇の十年と云ふ年の三月丙戌天皇
御于大極殿以詔川島皇子忍壁皇子廣瀬
王竹田王来田王三野王上野君三千忌部連

首阿曇連稻敷難波連大形中臣連大島平群臣子首令記定帝記及上古諸事大島子首親執筆而錄焉と日本紀小見えす此ハ惠尺の天智天皇より奉て御典ハさうかう家々より傳へ持つる書等の爰の語を漢文字ふ配違ひするをちのとひへいうて正一さまむとかくハ思ほ立てる御舉ありへ其ハ太朝臣安萬侶う此記の序ふ飛鳥清見原

大宮御天八洲天皇御詔之朕聞諸家之所賣帝記及本辭既違正實多加虛偽當今之時不改其失未經幾年其旨欲滅斯乃邦家之經緯王化之鴻基爲故惟撰錄帝紀討舊舊辭削偽定實欲流後葉である此天皇ハ即天武天皇小字せハ此詔も何時といふれと決る川菖皇子を始え十二人の人々を命せたまふ大御言ありもとそ思ひがくても猶危きむほ

されりるより其正一とすひづる漢文字を大
御口にテア天宇受賣余ハ裔あり女舍人
稗田阿禮^{アリ}教^{ヨシ}語へ給ひく

古史徵一卷六十二葉^{ヒサシ}稗田氏ハ姓氏錄^{アスカ}元
に天武天皇紀^{アマノミコト}向乃樂至^{アマノミコト}稗田^{アマノミコト}と見えズ^{アマノミコト}バ大
倭國の地名と聞えアリ彼地^{アマノミコト}出づ姓^{アマノミコト}に
弘仁私記の序^{アマノミコト}天細女命後也と見え西宮記
裏書ニ貢^{アマノミコト}援^{アマノミコト}女事延喜二年十月十四日昨尚侍令

奏縫敗察申以^{アマノミコト}稗田福貞子^{アマノミコト}請^{アマノミコト}為^{アマノミコト}稗田海子^{アマノミコト}死闘^{アマノミコト}
替^{アマノミコト}こあり此を合せ^{アマノミコト}案^{アマノミコト}阿礼ハ實^{アマノミコト}天宇受賣
余の裔^{アマノミコト}女舍人^{アマノミコト}あり^{アマノミコト}と明け^{アマノミコト}其ハ舍人ハ祝
詞^{アマノミコト}刀^{アマノミコト}称^{アマノミコト}男女^{アマノミコト}あり^{アマノミコト}男の^{アマノミコト}あら凡^{アマノミコト}女^{アマノミコト}も
云^{アマノミコト}称^{アマノミコト}ふく上中下^{アマノミコト}よ亘^{アマノミコト}公^{アマノミコト}け不^{アマノミコト}仕奉^{アマノミコト}る者の總名
あれハナリ仁德天皇紀^{アマノミコト}女命婦^{アマノミコト}を比賣刀^{アマノミコト}称^{アマノミコト}
訓^{アマノミコト}延喜式^{アマノミコト}小宮人^{アマノミコト}をもかく訓^{アマノミコト}名^{アマノミコト}れハ此^{アマノミコト}も女舍
人^{アマノミコト}あり^{アマノミコト}一名^{アマノミコト}さゆも男^{アマノミコト}より聞^{アマノミコト}えぬを師^{アマノミコト}の稗田

老翁と言ひるハ委一からんと亦リ師と宣
長をさへて云ふなぞ

御典を撰ひ録之へんと 勤^シめよまし
此序の次^ニ時有^ニ舍人姓^ニ稗田名^ニ阿禮年是
二十八為^ニ人聰明度^ニ目^ニ誦^ハ拂^ハ耳^ニ勤^ハ心^ニ勅^ハ語^ニ
阿禮令^{ヨリ}誦習^{ナラハ}帝皇日綱及先代旧辭^ヲとあるふてゆ
知られずかく大御心を々盡^セせ給ひされど爰^ニ
の語の漢文字不配^{アフテ}たるもの^ノ無^クもあらず

久日本紀小翌十一年三月小命境部連石
積等更肇^ハ俾^ハ造^ハ新字一部四十卷^ヲ足^シアリ
次日本紀の私記小ハ師說小此書今在圖
書寮但其字体頗似^ハ梵字未詳^ニ字義之所^ニ
准據^ハとハ言ひれつと新井氏の同文通考^ヲ
新字四十四卷其書泯^ハ爲俗間所用字有漢
人字書所不載者蓋是国字世儒槩^ハ以為^ハ
譌非通論也とく神^{サマ}柵^{カシ}控^{カミ}松^{マツ}峰^{モミ}巒^{カミ}松^{マツ}柏^{カシ}

禪禪辻鞆鶴畠殿をとの字數多撫舉られ
ふる誠不然ふとみて此新字すの本辭舊
辭と對ひたる称ふとハ舊辭とハ爰の語を
配する漢文字あるもと疑ふく此も亦御記を
撰ひ録さーめんとの御心ありひあつて其
事いまと成ら文十五年と云年の九月小
雨御座ぬ持統天皇其大御志を紹き三年
と云年の八月ふハ百官會集於神祇宮而奉

宣天神地祇之事五年と云年の八月ふハ詔大
三輪雀部右上藤原石川巨勢膳部春日部
下毛野大伴紀阿部佐伯采女穗積安曇平群
羽田十八氏^{タチマツラ}上進其祖等墓記

萬亂う右史徵一の卷三十二葉ニ此文を引て墓字今本
小墓小誤りて於伎都伎夫美と訓ふれと今ハ釋紀
小依て字り訓り改めつと云リ
たるもとあと日本紀ニ見えう此ハ大嘗祭

の故事ふ徴ハせらるゝものにてす御記を
撰録さへ見るゝ事御心あらひありつらんを
此天皇ひゞあく事終しまソシテ崩御ナム
かくて文武天皇を経て元明天皇の御代の和銅
と云年の四年九月十八日不至ミ太朝臣安萬信不
事負せく稗田阿禮ヲ誦浮ヘテ天武天皇
の勅ひ語ヘテ漢文字小字ノ撰ひ録させ給
ヘルニ此記ナゾテ其を献ドハ翌五年正月二

十八日あマ記されと此ハ内々の事にて表不立ト
御举小あラサヌトロハ天武天皇の御代
ナリ事執居テ一人々を助させ給ハ人多
や同ノノ七年二月詔後六位上紀朝臣清人
正八位下三宅臣藤丸令撰國史と日本紀不
見えテクス在トロハヤウテ其年の中フ功竟
く奏上テ其功竟フ事ハ日本紀ニハ見え
されど扶桑畧記

本朝書籍目録ニ阿闍梨圓抄と云々皇圓ハ比智山功
徳院の僧トく淨土宗を開く法然上人の師あり

和銅七年上^{タテマツル}卷日本紀^{タチ}と云へるをもて知られ
此ハ私記小所謂假名日本紀ト^{アシナガ}天武天皇の十
年^{ウリ}三十四年を経て其功始えく成^{カタマリ}はる
猶假名ト書^{カタマリ}所多く漢史の体裁^{カタマリ}ト合^{カタマリ}はる
を以て更^{カタマリ}よ舎人親王^{サマニシヒメノミコト}より今^{カタマリ}の日本紀を
選^{カタマリ}ばえ^{カタマリ}ひ^{カタマリ}るハ元正天皇^{カタマリ}ト續日本紀の此

天皇の御卷ト養老四年五月癸酉先是^{ヨリ}一品舎人親
王奉勅修^{カタマリ}日本紀^{タチ}至是^{ヨリ}功成奏上^{タチ}紀三十卷系圖
一卷と見え又弘仁私記の序^{カタマリ}も夫日本書紀一

呂舎人親王

淳御原天皇
第五皇子也

從四位下勲五等太朝臣

安萬侣等

駕軒神父并
耳釦之後也

奉勅所撰^{カタマリ}也清足姫天

皇眉^{カタマリ}衣之時

淨御原天皇之孫日下太子
之子也世号飯高天皇

親王及安

麻呂更^{カタマリ}撰^{カタマリ}此日本書紀三十卷并帝王系圖

一卷

今見在圖書
寮及民間也

養老四年五月二十一日<sup>淨足姫天
皇年号也</sup>

功夫甫フチ就獻於有司今圖書寮是也と見也此清足姫天皇とハ元正天皇あり釋日本紀カモ假名日本紀と今の日本紀との前後を問ふる答不假名本カモ為嫌其假名養老年間更撰此書ナシ假名本をハ古本ナシ今の日本紀をハ後本とせらきすうされハ今の日本紀より六年前よ成るハ假名日本紀より假名日本紀より二年、前よ成るハ此記ありされと此記ハ内々の詔よて成り

日本紀天武天皇より五世四十年を経て成一故日本紀をハ正一タツイチき御典と立て古事記をハ其別記と立られたりあるへ一然とハ日本紀小举られする一書といへる中ハ一所も古事記を引く無く適似アレアヒすと覺れさむ其事必異りあひて生坐る御子等の次第も同うぬを見也ハ安萬侶朝臣の古語を失ナシと勤メシムす心の貴さふ正一タツイチき御典の別記と立置きナシあるあひと

炳書きを本居宣長う傳ふ書紀字撰もあハ
此記の誤りう故小ハあら文もどより其趣異を
りの也とく是ハ淨御原宮御宇武天皇の厚
き大御志アリ起て再ひ平城大御代の詔命アリ
て撰録アリ上ハ更ふ輕々アリ私の書の比ふ非
といひ日本紀の方ハ專漢アリを旨アリて
其文章を飾られ古事記の方ハ漢アリ拘アリた
只古の語言を失アリぬを主とせアリハ

天皇等の大御心アリ出アリりのゝ如説アリれ
とも其ハミアリ謬也日本紀よ據て思ふよ天武
天皇ハ甚アリ漢風カナガマを好アリすひて漢オも
長アリれよアリ明あれら先御代アリ有來
れる帝紀の假名書多く観立アリを不足思は
アガズせアリせるとアリ全ら漢史の体裁アリ撰録
さアリとんとかく川島皇子等アリ詔令員
せアリもあアリ元正天皇の假名日本紀を

書改めさせしも大御心も然らず也
と小御典を撰すとハ昔より、と嚴重
御ノゾム御舉あれハ釋日本紀小古
事記者只以立心^{テル}為宗不勞文句之休^ト
ひすく本朝之史以何書^ア為始哉と問ふ
答よ師說以古事記^ア為始而古事記者誠
雜載古語^ア文例不似史書^アと云へるを見ても
ちのうこの漢史の体裁を尚むる風俗い

ちづく推古天皇の御世^{ヨハ}皇太子と大
臣と小事執らせしも天武天皇の御世^ヨ
ハ皇子二人王四人^{ヨハ}事負せしも元正天
皇の御世^{ヨハ}一品親王^{ヨハ}事依^アシテ
後の^ハから新儀式^{ヨハ}修^{スル}國史事第一太
臣執行參議一人木外記并^ニ儒士之中擇^{スル}堪
筆削者一人令^{スル}制作之諸司官人堪^{スル}事四
五人令^{スル}候^セ其所修畢^シ奏進之後須^レ下^ス所

司と見えずを正五位上勲五等ある安萬
侶一人日本紀並へカクノ重ニ御典を
事仕ヨサトヨヘキヤ此日本紀撰録ヲセ
給もん其下書ヲ内々命負せミテ不
疑か一されハニそ假名日本紀書改免ミセ
シテ一時も舎人親王と諸共小事執ら
せくまひはれアリ宣長日本紀を撰録
サルハ舎人親王一人の如説アリ此記もいと

重きもののか説えられず。あやすりへいとうかと云
は此記の序小撰錄、稗田阿禮所誦之勅語
舊辭以^テ献上者謹隨^ヒ詔旨子細^ニ採摭^{フル}と
あり此勅語旧辭とソヘナシとを見誤ら^キ
る小因^クある。ハ其ハ先傳小旧辭と云
ふとを説てかの蝦夷^う焼^ト處小國記とい
聖德太子の修撰の處小國記臣連伴
造國造百八十部并公民等本記と云ふをと

是小あるへまう川島皇子等の修撰の處
小上古諸事とあるハ正しく是かて然る小
今ハ旧事といひて旧辞と云ふ辞字不眼
を着て天皇の此更押ほ立タマシテ大御意
もくら古語小在りふとを覺えへーといひ
又もと此勅語ハ唯不此更を詔ひ届け
のこ小ハあらて彼天皇の大御口ヒトカラ此
日辭を調誦坐て其を阿禮不聴取えて

諷誦坐マセル大御言のすを誦ヨシケル習マセスえ
賜マセスふマセスあるへーマセス然ふてハ此記ハ本
彼清御原宮御宇天皇の可畏マサニム大御親
撰マセスひマセス定マセスひマセス誦ヨシケル唱マセスひ賜マセス
古語マセスあれハ世ふ類マセスいもあくマセスとも貴き御
典マセスありマセスと云へるそマセスありマセス謬マセス也マセス
釋日本紀小養老四年令安万侶寺撰錄マセス
本紀之時古語假名之書雖有數才家皆以

勅語ヲ為先ナシ然則假名本ウ在此前アヘ耳ト見
えく勅語と云ハ古語を假名書フセル記
等小對ヘテ爰の語を配フ漢字を云る
也かの新字と旧辭と相對ヒツルムテリ知
らるヘトシれハ篤胤アツヨシの古史徵クニシキ一卷イチケン五葉ゴエ宣
長の謬ヲかにシ論ヒテ勅語とハ漢字小
僕訓ヲ配フをシ舊辭とハ舊クノリ記
傳トる語書ヲ云フ其辭書のさはヲ想像ス

天此アリ云阿米アメ地ト此アリ云都知トヤア漢字を譯ウツ一
字アタマ舊シテ旧シテ書シ習ヒ來キ義訓ヲ記メ
て目アシ下シ此アリ謂ヒ沙珂サカ長谷ハタケ此アリ謂ヒ波都勢ハタシトヤ
記シせシ書シあリ久ヒと所思ウシウ此ハ彼ア直伎アシタ王
仁アシタ始ヒ事アリ然シを師ハ旧シテ辭ヲ
ト訓ヒ古事記ハあリ天武天皇アスカノミコトの撰ヒ
定ヒえシアリ阿禮アリ誦ヒ習ヒハシ乞シ主シを
安萬侶アシタスの其アシタ書シ取ル如シ說ハシメフトア

らに正先記之謬錯ミスケとしすく撰ツク錄ル勅語チヨウゴ旧辭キウシ
とひ子細採摭タヒシタツシといづを思ふへ——阿禮アリ
口カク誦出シテすふ録ルす。あらむよハ正撰チヨウツク採摭タツシ
かと云ハシマくものをやとりそそぎふ当コトニきる
説ツケみハあまうる

古史徵コシヒツハ其説ツケと長ロハて煩ハラハラハ此ココハ要ヨウと
あア處チをのノ抹ハラフ。

されと此記の漢史カンシハ似シムぬハ日本紀ニホンシハ優ヨウ。

處ハシマテ日本紀の漢史カンシハ似シムぬ。此記ハシマテ
古コトハ學ハジメせんシテ人のハシマ先ハシマ此記
をハシマしてさて日本紀ニホンシをハシマ見ム。

此記ハシマ必ハシマ日本紀ニホンシをハシマ讀合ハシマヘ執事

世間ヨハナカハあアとハシマ書ハシマの中ハシマ古コトハ學ハジメせハシマ人のハシマ
むハシマとハシマ讀明ハシマらハシマへハシマ此記ハシマトハシマあり。然ハシマやハシマあれとハシマ事コトハ實ハシマの錯ミスケアハシマ乱ハシマて古意コトハシマ不ハシマ違ハシマい。無ハシマりハシマあらねを今ハシマの世ハシマハ校ハシマヘ

正書へき書ハ日本紀ふりむあうるゝ然るハ
日本紀修らき頃すてハ帝皇日継を始
え家々の記録等多ふ傳つ有り代舍人
親王の安万侶朝臣と諸共ふ議てく撰
定えりすへ正書アリ有るを其撰遺す
傳さへ一書にて奉られずのくか其一書の
中の異ある傳をも亦云一云あくやすふ書載せ
られ然りもあぬうまで放らきと慎く重

ミセラレテ其中みひちよあく正一
傳說も殘てくれりあり欽明天皇御卷
二年御子等の御名を記せる其分註ふ帝
王本紀多有古字撰集之人屢經変遷
後人習讀以意刊改傳寫既多遂致舛雜
前後失次兄弟參差今則考敷古今歸其
真正一往難識者且依一撰而註詳其異他
皆效此とあるを見ても其撰さへ了時の

御心あらひのほどハ知らシトテ其を奏
上れたる年ハ養老と云年の四年ある翌る五
年より安万侶朝臣ヲ詔員せく朝廷にて講
せられ、一まとゝ釋日本紀ふ引くる養老五年
の私記すと講例の條の康保二年外記勘申
養老五年博士ミツバトノシテもいちあリトかく
日本紀をのこしてハヤタセも多く見ても
日本紀をひて國史の正書とせりれ此記をハ

別記ふ備らレ一當時の風習ハ明らかにや
されハ昔より此記あり註釋もいと少く北畠
親房卿の元々集ふ引くる古事記釋註ミツバト
ト部兼文の古事記裏書

此裏書ハ古史徵一の巻百葉ふ近き頃岸本弓弦う得
、さてときて借て見ふ奥書ふ文永十年二月十四日
兼文註之とふう有て然りも珍しき事ハあれ
きと今傳ハらぬ風土記大倭本記私記日本紀

抉擇あとを引用ひるゝハリと珍一兼文ハト部

秘事口傳抄は文應年の大嘗會の事を記
せし文ふ縫殿大副兼文宿祢と見へト部

氏の人あり文應ハ文永十年より十四年前あり

と云ア

とソレうちのみ外ハ無きを日本紀の註釋ハ
養老五年の私記を始多朝臣人長の弘
仁四年の私記菅野朝臣高平の兼和六

年の私記善測朝臣愛成の元慶二年の私
記藤原朝臣春海が延喜四年の私記矢
田部宿祢公望の兼平六年の私記橘朝臣
仲遠が康保四年の私記等すて釋日本紀
不引くれども今も世専傳ソナシく延喜六
年と元慶六年竟宴歌あくべ一條禪閻兼
良公の纂疏ふと皆日本紀の為あれども此
記の為ふも見てハ得らず一きを今のが学モ

者ハ多方漢オト踪うあれを竟宴歌外ハ何
きも漢文体も小困一てひとわざふ得
よしん却りて益あらもの如いひおともの
も有とうや此ハ固より論ふよ足らぬ輩が
れと其を誇ひ立一罪ハ宣長也宣長は髻
革山陰ふ書紀ハ古書の有う中ふとも尊
く珍重くやまとあた御典よむもあをさ
ゑ取てハ古学の為よハ一も不足すとほ

小綠あらま人有リ然言故ハチう古事吉
ムヒ史ハ大方古の傳説を失ひ過ぐて後
世ふ傳へも為ちましれハ其史より古きハ上
つ代の事を記せよ唯その有形うすふ
一て潤色添う事おく文の章り自然
ふ具りていと美くあるも有矣一を此
書紀の作さず然る古傳書ふハ依あら
當時の世の中の好み叶へく悉く漢史風

小改えて詞よ其方の潤色の多有のものもぢれ
事ふえへ意よきへ其潤色を加へあと凡く
萬をいりて漢えきたらむと力られゝる
けよかへくの詞の古不非こと事ハ更
少いハモ文の改免さぬふ依てハ其事も
意もおのづら古の傳の趣とハ違へる事
もあり、或ハいうある由も聞えかく成ゆ
節えへをアレ、ふ文也あとにて大かく上

つ世の意ハ埋マサレ小果く世ふ知人あくあむ
成きりりるとひよ此記の傳ふ書紀
の論ひとへる條を立く種この誤を説
示されしる其首ふ古昔より世間お
あへ只此書紀をり人貴ひ用ひくせきの
物知人も是ふ甚く心を碎きつ言痛コトナ
其神代卷小ハ註釋ある多か爾此記と
只寺閑ふ思過一て心を用ひむ物モノも

思ひくらば是何故ふうと尋ねる世人
漢籍意ふのく泥にて大御國の古
意を忘れ果れハモカ故其漢意の惑
を喻ト此記の尊むべき由を顯ト御國の
學問の道も精せむと之其ハ先書紀の
潤色多きかとを知く其撰述の趣をく
悟らされハ漢意の痼疾去かく此病去
らてハ此記の宜きかと顯れテ此記の

宜きかとをあ下てハ古学の正一き道路
ハ知らズナリけれハちくと云へア其説ハ多
分然アホとあきと中よハ當らぬ事も文
うを未ノキ輩の宣長の説ソソヘハ
已うち考ヘ明えんすのよ思ひうらぎ日
本紀小ハ非事コトのく多く此記よハ絶て錯
ミ乱シテあるかとの無きより如く思へまほの
わアありハ今宣長う論ひの謬を委

ト小説
題號の論いふ此ハ漢の國史の漢書
晋書あと云名ト倣テ御國の號を標
られすすみのぞかるナシトフ國の號を舉
くシハ並ふ處ある時ウカニアリ不是ハ何
シ對ひう名トヤタ漢國シ對ヘリアリ
と見ヘテ彼小邊にらへシ題號アリカ
トイヒ其う著ハセシ書の中シ引用ス

ト日本ト云名をハ除キタシ書紀とのシ
シヘシ是一ツの謬りアリ皇國シハ古ヘ物書ナシ
無テアリシ書ト云シの絶く有ラカリシシ漢
籍渡シ來シテ後ハ朝廷よくカ家シシカ
物書ナシハ出來シれト打シシ書シ、
ヘ皆漢のルアリナシカレハ布美シソ詞リ文
ト云字音を轉せアリ其百書千書の漢籍
の中シ此籍シハ漢籍アラシテ日本の御記

と志らせゝすもむとの御意よりかく日本
と云題号をハ加へこまへるものゆく自然ある
其世の勢^{アサハ}からにやまとを打つけ漢書晋書
あと云名ふ倣へりとハとも何の據そや釋日
本紀小師說^レ依注^{アセ}日本國^ヲ帝王^ヲ車^ヲ謂之日
本書紀又曰師說宋太子詹事范蔚宗
撰^ル後漢書^ヲ之時叙^テ帝王^ヲ車^ヲ謂之書紀叙^テ
臣下車^ヲ謂之書例傳然則書紀之文依

此歟とあらず見誤りうふ非一う此ハ書
紀と云事と後漢書ふ倣へるイリシく日
本と云ナゾ残倣へりト云ハありば

曰く皇國小傳^ヲ漢書ハ漢書紀と有一比
屋代弘賢^ノの語られ主と古史徵一の巻

三ト四葉ニ云リ

そのう人書紀と書字を加へゝも弘仁の頃
より始^マる名ふく本ハて日本紀と

のく云一く

古史徵一の卷三十九葉小和銅七年ふ奏上れし日本紀ハ決めて言扁の記字ありシ人其ハ扶桑畧記を記字を作テ又水鏡神宮難例集倭姫世記江家次第二十二社註式等ふ引クルも皆記字あり釋紀小紀字を書クルハ何の意もアレ後小寫一誤るなるヘ一御典ふ系扁の紀字を書クルハ必書紀を御修の時より始シテアリヘ一推古天

皇紀皇極天皇紀あと小天皇紀とある古き状ちくくそむもろといふづれと稱ソリミウモ有ハ捺ラズ

然以故ハ續日本紀の舍人親王奉勅修日本紀トアリを始免其他の国史等すても古ニ書タルハシ小書字無一又日本紀継々ト令撰クル一御史ふも續日本書紀日本後書紀と云へるハ

無きを釋日本紀ふ引く弘仁私記
序ふ始て日本書紀と見えず延喜
六年と天慶六年の竟宴歌ふ日本紀
竟宴各分史テ云并序と書出にて序
ふハ日本書紀と書く又日本後紀大
同元年七月の下ふ是日勅令據日本書
紀と見えず

同紀あら延暦十六年二月の下ミク弘仁三

年六月の下ミク日本紀とのくあり古語拾遺ト部家
伝來の奥書あり古本の奥ふ此文を引くふも
書字あれと皆後人の書加へるものあり一と古
史徵シテ云リ又古史徵ふ延暦十六年のハ續日
本紀を撰バレ免給へる時の詔詞カタ前日本紀
とありあハ續日本紀ふ對へる文ありさて其次
の文ふ其續日本紀の事をそく小單ふ日本紀
とあり此ハ續字の脱するふも有ヘー但一古へ


書ニモ不續日本紀より以下の国史ヲモキテ
ヘテ日本紀ト云々と例す其ハ藤井高尚の日本
紀の御局考ト云々あるからソヘリト云リ

又朝野群載不載せしア、兼和三年十二月
の廣隆寺縁起不謹テ、タ日本書紀と見え
ア此等の外ハ正^一き古書共ハ日本紀と云
アハ多かれとも日本書紀と云ヘルハソト稀
アリ萬葉集ハ日本書紀より日本紀也

アリて姓氏錄小ハ數多处引テ皆日本紀と
のとあリ本朝書籍目錄ホモテ日本紀と
あれハ日本紀と云々ハ舍人親王の命け
られ^クテ本ノリの題号ホモ其を日本書紀
と云習ヘハ弘仁の頃の博士^{シモ}の范蔚宗、
後漢書の帝王書紀不倣ひテ業有^トト
いぢある^クそれハ伴信友の日本紀題号
考ふも日本紀と云ヘテハ原ノリの題号ある

を延喜四年本又其後の古寫本今せしむ
慶長四年の國賢朝臣の跋ある印本を
已う見聞する限の本とも皆書字あるハ弘
仁の頃より始テ後小題号とも為る
物ありりとゞ

古事記便要卷上



001542-001-1

210.3-N266k

古事記便要

那珂 通高/著

上

M6

ACB-4048

